

海外渡航危機管理 ガイドブック



2015年 3月

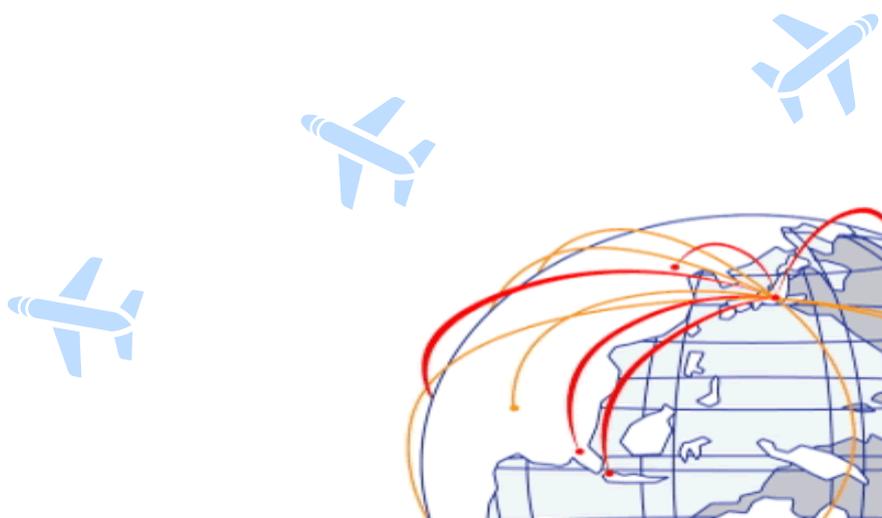
東京大学

目次

はじめに—— 海外安全対策についての基本的な考え方	2
(1) セルフディフェンス	
(2) 無抵抗主義	
(3) 危機管理意識の持続	
(4) 海外安全対策行動の三原則	
第1章 渡航前に行う情報収集	3
(1) 渡航先の安全・危険情報収集	
(2) 法令・規則に係わる情報収集	
(3) 風俗・習慣・タブーに係わる情報収集	
第2章 渡航前準備	4
(1) 本学届出ルールの遵守	
(2) 自己の医療・健康情報と予防接種等	
(3) 歯科治療	
(4) 航空券手配	
(5) 滞在先の住居手配	
(6) クレジットカード	
(7) 国際送金用の口座開設等の手続き	
(8) 海外旅行保険	
(9) 本学の補償制度	
第3章 渡航中に安全な生活を送るために	6
(1) 在外公館への在留届の提出（日本人の場合）	
(2) 定期連絡の励行	
(3) マナー・エチケットに注意	
(4) 健康管理に注意	
(5) 交通事故に注意	
(6) ケガ・病気による診療・入院の際に	
(7) 犯罪に巻き込まれないように	
(8) 薬物	
(9) 盗難・紛失に注意	
(10) 知的財産権・情報資産の取り扱い	
(11) 紛争・デモ・暴動・災害発生時	
(12) 地雷・不発弾による被害防止のために	
(13) 誘拐被害防止のために	
参考資料	9
1 海外安全対策	
2 本学の補償制度	
3 海外滞在中 緊急連絡先 OSSMA 会員専用ヘルプラインサービス	

はじめに ―― 海外安全対策についての基本的な考え方

- (1) セルフディフェンス（自助自救）
基本は、「自分の身は自分で守る」「危険な場所に近づかない」である。
- (2) 無抵抗主義
万が一、金品を狙う犯罪に遭った場合、生命の安全を第一に考える。
抵抗する、あるいは抵抗と疑われる行動はしない。
- (3) 危機管理意識の持続
時間経過に伴う慣れ・自意識過剰に注意。
特に、「留学直後」「3か月過ぎ」「帰国直前」が被害に遭いやすい。
- (4) 海外安全対策行動の三原則
 - ① 目立たない
派手な服装、高価な携行品は避ける。
 - ② 行動を予知されない
通学の時間やルートの固定化は避ける。
 - ③ 用心を怠らない
夜間の外出は避ける。



第1章 渡航前に行う情報収集

(1) 渡航先の安全・危険情報収集

渡航前の準備において渡航先に関する情報収集は、重要なポイントのひとつである。

渡航予定先の治安状況が悪化、感染症、災害、騒乱の発生が報道されている場合、渡航を延期するか中止すべきかを判断するために、十分な情報収集が必要となる。例えば、騒乱については反政府活動が活発になる重要な選挙戦を挟んで発生することが多く、その時期を避けることがリスクの軽減につながる。

特に、公的機関のホームページや渡航先において受け入れを担当する機関や人物による情報は極めて重要。本学は、以下のウェブサイトを紹介する。

ウェブサイト	内容	URL
外務省 海外安全 HP/世界の医療事情	一般犯罪、政情、治安情勢、 医療情勢などの総合的な情報	http://www.anzen.mofa.go.jp http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/
渡航先の在外公館安全情報 (殆どの公館の HP で公開)	現地特有の多発型、一般犯罪 情報や治安情報、生活情報	各公館の URL は外務省ホームページの 「在外公館リスト」に掲載。
JICA の国別生活情報	主に途上国の生活情報、 宗教、慣習、タブー等の情報	http://www.jica.go.jp/regions/seikatsu/
厚生労働省 検疫所 FORTH	感染症・医療情報	http://www.forth.go.jp/index.html
アメリカ国務省 Travel State	一般犯罪、政情、治安情勢、 医療情勢など総合的な情報	http://www.state.gov/travel/
イギリス外務省 FCO Travel Advice		http://www.fco.gov.uk/en/
オーストラリア外務省 Travel Advisories		http://www.smarttraveller.gov.au/
カナダ政府 Public safety		http://www.canada.ca/en/services/safety/index.html

(2) 法令・規則に係わる情報収集

国によって出入国に関する規則が異なっているほか、しばしば改訂されるので、十分確認し違反しないよう注意する。参考までに、各国でほぼ共通している規則などを以下のとおり例示する。

① 査証（ビザ）とパスポート残存有効期限

査証（ビザ）取得に必要な書類や手続き方法は国によって異なるので、早めに渡航先国の大使館・領事館に直接問い合わせをする。国によっては大使館に出向き、面接を受けることを条件としている。パスポートに一定の残存有効期限がない場合、入国や査証の発給を拒否されることがある。

② 禁制品や通貨持ち込みなどの制限

国ごとの税関事情により輸入（持込み）禁止の品目や規制されている品目が異なり、外国為替管理規制上の相違により違反すると所持金没収や処罰の対象にもなり得る。

(注) 日本の関税法上の規制があり、例えば出国時に携帯する現金の合計額が100万円相当額を越える場合には「支払手段等携帯輸出・輸入申告書」を提出しなければならない。また、高度の研究資料等の海外への持ち出しなどについては大量破壊兵器の拡散防止などを目的とする「安全保障貿易管理」の対象となっているので、トラブルを防ぐためにも、日本の税関や経産省のホームページにて必ず内容を確認する。その詳細は、本学 安全保障輸出管理支援室のウェブサイトを参照する。

安全保障輸出管理支援室 <http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/export-control/index.html>

③ 入国時の検疫

渡航時の感染症の流行状況によって、検疫のレベルは異なる。動植物やその加工品は、輸出国の検査証明書を添えて係官の検査を受けること。医薬品も申告しなければならない国があるので、その際に備え英語で成分と効能を説明出来るよう準備する。

④ 写真撮影について

法令・規則による撮影禁止場所を必ず確認すること(軍事・公安施設、空港・港湾、王宮・政府施設等)。

(3) 風俗・習慣・タブーに係わる情報収集

- ① JICAのウェブサイト <http://www.jica.go.jp/regions/seikatsu/> が、主として発展途上国の国別の風俗・習慣・タブーに関する情報を提供している。
- ② 宗教については、常に敬意をもって接する。また、宗教施設への派手な服装での訪問は厳に慎むこと。
- ③ 人物を撮影する場合は、必ず本人の了解を取るよう心がける。

第2章 渡航前準備

(1) 本学届出ルールの遵守

学生等の危機遭遇の際、予め定めた本学関係者への迅速な連絡が事件・事故などのトラブルを未然に防ぐ可能性が高まるため、連絡先等の情報を届出しなければならない。

対象	派遣の種類	届出書	提出先
学生	留学	留学許可願 (部局所定様式)	所属部局事務室 *海外野外活動は、指導教員 が提出のこと
学生(休学)	休学しての留学	休学願	
学生	海外野外活動	野外活動における教育研究活動 安全衛生管理計画書	
教職員	海外出張	出張申請書	
学生・教職員共通	海外研修・プライベート旅行等	海外渡航届	

(2) 自己の医療・健康情報と予防接種等

持病、アレルギー、服用薬、ワクチン履歴を整理し、英語で情報を持つようにしておく。
渡航先で治療を受ける際、無用な検査を省き治療に入れるので安心である。
予防接種については、本学保健・健康推進本部ウェブサイト→渡航前医療相談(トラベルクリニック)を見て早めに接種計画について尋ねること。

<http://www.hc.u-tokyo.ac.jp/travel/index.htm>

(3) 歯科治療

海外における歯科治療費用は高額かつ技術的問題もあるので、渡航前に治療は済ませておく。

(4) 航空券手配

店舗での購入以外に、予約のウェブサイトが数多くある。利便性は高いが、気をつけるべき点もある。

- ・基本は信頼出来る業者を利用（時に詐欺まがいの被害も発生している）。
- ・格安航空券は、搭乗日や便の変更が不可能なものがある。
- ・インターネットで購入した場合、搭乗日や便の変更には多額の手数料が取られる可能性がある。
- ・到着時刻が夕方遅くから深夜の便は、空港から宿泊先への移動の安全のため極力見合わせる。到着時刻は朝・昼の便を選ぶのが無難。
- ・トランジット（経由地での乗換え）を要する場合は、乗り継ぎ便までの時間にゆとりを持つ。タイトなスケジュールは乗り継ぎ手続きやロストバゲージのリスクも高まる。

(5) 滞在先の住居手配

- ・住居の選定は交通の便、周辺の治安状況、セキュリティ対策などをよく確認して決める。
- ・その場合、受け入れ大学や不動産業者などの助言を得ながら慎重にすすめる。
- ・現地の受け入れを担当する機関や人物に住居の手配を依頼する場合、必ず手配が完了していることを事前に確認する。

(6) クレジットカード

- ・2枚所持し渡航する（盗難、紛失などで現金と一緒にクレジットカードも無くなる場合に備えるため）。
- ・普段利用するカードは、スキミング被害等に備え利用限度額が低いものとする（被害を最小化できる）。
- ・もう1枚のカードは、宿舎等にて厳重に保管し随時保管状況等を確認する。

(7) 国際送金用の口座開設等の手続き

- ・多額の現金を渡航先に持っていくことは危険。この代替策の1つが、国際送金である。
- ・国際送金は日本で口座開設をしておけば、簡単な処理により現地通貨で受け取ることができる。
- ・送金手数料の比較と着金に要する時間を調べて信頼のできる有利な銀行等を利用。

(参考資料1 参照)

(8) 海外旅行保険

- ・事故・病気に備え、海外旅行保険に必ず加入する。
- ・保険証券は必ず渡航先に持っていく。現地で受診する場合には保険証券がないと、その場で医療機関から治療費用の支払いを求められたり、受診を断られる場合もある。
- ・補償額は、治療・救済者費用5千万円以上、賠償責任1億円以上として、万一の高額の支払いに備えることが大事。
(参考資料1 参照)
- ・その他の補償は、必ずしも高額にする必要はない。
- ・クレジットカードによっては、高額な死亡補償等が付保されているので確認する。
(但しクレジットカードによる補償の条件としては、渡航期間90日などと限定されている)
- ・保険金が支払われないケースを確認する。
(参考資料1 参照)
- ・本学で実施するプログラムの場合、加入保険が指定されている場合もあるので確認する。

(9) 本学の補償制度

学生および教職員に対する、海外活動中の災害死亡補償等を用意している。

(参考資料2 参照)

第3章 渡航中に安全な生活を送るために

(1) 在外公館への在留届の提出（日本人の場合）

- ・滞在期間が3か月以上の場合、旅券法上、在留届の提出が義務付けられている。
- ・外務省のホームページから、届出用紙をダウンロードし必要事項を記入の上、到着後、最寄りの日本大使館・総領事館に提出する。同省の専用サイト入力で登録することも可能である。
- ・外務省の海外安全メールマガジンは、同省海外安全ホームページから登録可能。最新情報が入手できるので、本学は登録を推奨する。
- ・外務省は、2014年7月以降「たびレジ」システムを導入した。同省の専用サイトに必要事項（旅行日程・滞在先・連絡先）を入力することにより、滞在先の最新情報や緊急事態発生時の連絡メール、あるいは、いざという時の緊急連絡等の受け取りが可能。本学は、派遣学生や研究者に登録を推奨する。
- ・外国人留学生については、母国の法律・規則に従う。

(2) 定期連絡の励行

家族や周りの人に滞在先情報や連絡先、旅程を伝え、渡航中は定期的に連絡をとる。

緊急連絡先が変更となる場合、その都度本学（所属学部・研究科や担当教員）に連絡をする。

(3) マナー・エチケットに注意

日本と海外では、マナーやエチケットに相異があるので、事前に良く調べて無用なトラブルを回避する。

(4) 健康管理に注意

- ・生水・水道水は飲まず、賞味期限内のミネラルウォーターを利用する。
- ・原則として生ものは食べない。衛生状態に問題のある国・地域も多く、生の魚・肉・野菜・卵・カットフルーツ・氷を避けて、十分加熱調理したものを口にする。
- ・手洗い・うがいの励行。
- ・体調を崩すと現地の感染症等にかかりやすくなるので、十分な休養・睡眠をとる。
- ・流行中の感染症や風土病の情報収集を行い、予防対策を講じる。
日本にワクチンがないもので渡航前に医師の指示をうけた場合、現地到着後に信頼のおける施設で速やかに接種する。
- ・虫刺され予防薬や防虫スプレーを用意し、肌を露出しない服装で生活する。
(通常、スプレー型容器は機内持込みが禁止されているので、現地調達)
- ・動物に触れない。特に狂犬病の恐れのある地域に渡航する場合、予防接種の必要性を十分に考慮する。
- ・下痢・嘔吐・高熱などの症状が出たり、ストレスを強く感じる場合には、医師に相談する。

(5) 交通事故に注意

日本とは交通ルールや遵法意識が異なるため、特に新興国では事故が多発している。

派遣先国の交通ルールも確認し、歩行者の立場からも安全対策に万全を期す。

(6)ケガ・病気による診療・入院の際に

- ・海外旅行保険のヘルプデスクに電話をして、現地で医療機関の手配を依頼する。
- ・医療機関に行く際、治療費を補償する海外旅行保険の保険証を忘れずに持っていく。
- ・「持病の治療」は海外旅行保険では支払われない（短期渡航用では補償する保険はある）。
この場合は、受け入れを担当する機関や人物など周りの人に相談して適切な医療機関にて診療を受ける。
治療費は全額自己負担となるので、現金やクレジットカードを用意する。
- ・医師により転院が必要と判断された場合、医療搬送後、継続治療することになる。
持病の場合は、搬送費用も全額自己負担となる。

(7)犯罪に巻き込まれないように

具体的な犯罪防止対策は、外務省 海外安全ホームページの国別の安全対策基礎データにて詳細に紹介している。女性は、性犯罪に巻き込まれないために次のような行動をとらないよう留意する。

- ①誤解を招く言動・行動
- ②目立つ服装、化粧
- ③夜間の1人歩き

(8)薬物

- ・犯罪であり当然厳禁。海外旅行保険も、麻薬使用に起因する事故は免責となり補償はない。
- ・麻薬の運び屋が、他人に荷物を預からせることがあり、事件に巻き込まれないよう、他人からの荷物預かり依頼には絶対に応じない。

(9)盗難・紛失に注意

警察に届け出し、被害届の受理書（ポリスレポート）を作成してもらう。
理由は、パスポートの再発行や保険金請求に必要となるためである。

(10)知的財産権・情報資産の取り扱い

派遣先大学、企業において様々な情報を取り扱う機会がある。研究上の倫理を順守することはもとより、情報の不正な取り扱いや漏洩が生じることとなれば、個人のみならず本学への賠償責任に発展するリスクもあり無視できない。

派遣学生や研究者は必ず派遣先の指示に従い、加害者になることが無いよう慎重に行動すること。

(11)紛争・デモ・暴動・災害発生時

- ・騒動の群衆等に絶対に近寄らず、身の安全を確保する。
- ・万が一、街中や空港、キャンパス内などで銃声や爆発音に接した場合、瞬間的には身を低くして付近の遮蔽物に隠れ、迅速にその場を離れる。絶対に発生現場に近づかない。
- ・ホテル宿泊中に爆発音等に接した場合にはテロ発生の可能性が高く、第二波が発生する可能性もあるので、直ちに、姿勢を低くして、窓から離れ、余裕を見て照明を落とし、むやみに部屋から飛び出さない。
- ・メールや通信手段が機能しない場合、とにかく身の安全を確保すること（情報の入手は短波放送で）。
- ・短波放送であれば、外務省からの情報に基づきNHKの国際放送が数次にわたり情報を提供する。

参考資料1 海外安全対策

1. 国際送金の例

多額現金の盗難リスクを回避できる仕組みである。例えばセブン銀行のインターネット/モバイルバンキングならば、場所や時間を選ばず送金できる。セブン銀行のATMは、日本国内約20,614カ所（2015年1月5日現在）に設置されており利便性は高く、送金手続きをすれば最短数分で約200カ国51万カ所以上の受取拠点で、送金を受取れる。しかも口座開設不要で、送金手数料も廉価。

また、新生銀行は口座（パワーフレックス）を開設すると、キャッシュカードで円の普通預金から、現地通貨で現地のATM（PLUSマークのあるもの）で引き出すことができる。

*一般的に国際送金は、受取には数日間を要するので、十分比較して活用する。

2. 健康・医療情報管理

海外渡航する場合、英文の診断書を持参することが一般的だが、1件2万円以上の費用を要する。ワールドメディカルセンタージャパン(株)は、クラウドで健康・医療情報を管理し、英語およびWHO標準コードに変換し医師・看護師に提示するサービスを提供している。情報は常時更新可能。

価格は、Web + Mobile サービスプランで1,200円(税別)年/人で学生に提供している。

お問い合わせ先：電話 03-3252-8170 <http://www.wmc-card.jp/>

3. 海外旅行保険

最近の高額支払い事例を下表に示す。治療・救済者費用補償は、必ず高額で加入する。インターネット申し込みタイプの海外旅行保険では、高額の治療・救済者費用補償は加入できないので注意する。損害保険会社によっては、必要補償だけ加入でき、40%以上保険料が節約できるので、よく調べることをお奨めする

高額医療・搬送ケース例

発生国	費用(単位:万円)	状況
スロベニア	3,800	意識を失い、脳内出血と診断され現地病院からヘリコプターで施設が整った病院へ搬送し、30日入院・手術。 家族が駆けつけ、医師・看護師付添いで帰国搬送。
フランス	7,400	スキー中に転倒し頸部脊椎骨骨折し、ヘリコプターで搬送され入院・手術。3か月入院後チャーター機で帰国搬送。

4. 海外旅行保険の注意点(保険金が支払われない主な例)

- (1) 現地での法令違反(麻薬など)
- (2) ケンカや自殺未遂が原因のケガ、病気
- (3) 戦争、変乱(除くテロ)などによる死亡・ケガ
- (4) 既往症、持病
- (5) 虫歯などの歯科疾病(歯科疾病特約付保がない場合)
- (6) 妊娠、出産、早産または流産
- (7) 携行品を盗難ではなく紛失した場合
- (8) 現金、コンタクトレンズ

参考資料2 本学の補償制度

東京大学の学生、教職員への補償（大学が加入している保険）

（1）学生（正課中）の補償

学生教育研究災害傷害保険（学研災）留学、研修、大学の授業、研究活動等による出張

東京大学では、本学に在籍する学生の福利厚生をはかるため「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」に一括加入しています。学研災では、国内外における正課中の事故や通学・学校施設等相互間の移動中の事故を補償しています。（詳細は「加入者のしおり」をご覧ください。）

「加入者のしおり」

http://www.jees.or.jp/gakkensai/docs/publish/2013gakkensai2000_shiori.pdf

<担当窓口：学部/研究科の教務担当係>

	学生教育研究災害傷害保険（学研災）
死亡保険金	○ 2,000万円（ただし、学校施設等相互間の移動中1,000万円）
後遺障害保険金	○ 程度に応じて120万円～3,000万円 （ただし、学校施設等相互間の移動中60万円～1,500万円）
医療保険金	○ ※治療日数（正課・学校行事1日～（3,000円/日）、通学時間または、学校施設等相互間の移動中4日～（6,000円/日）（病気は含まれない）
救援者費用	×
入院加算金	○ ※（180日を限度）4,000円/日
賠償責任	× ※任意で学研賠などの賠償責任保険に加入している方は○ （学研賠の詳細については、各部局担当へご確認願います。）
携行品損害	×
航空機寄託手荷物遅延等費用	×
航空機遅延等費用	×
通学、施設間移動中	○ （死亡保険金1,000万円、後遺障害保険金60万円～1,500万円）

*通学中（海外出張の際、滞在する宿舎・ホテル等と学校・会場の往復）や施設間移動中の事故も補償されますが、移動途中の逸脱（観光や食事など）中における事故は補償されません。

*賠償責任について、大学の業務遂行に起因し、大学に損害賠償責任が生じる場合は、国大協保険で補償されます。

保険請求に必要な手続き（現地手配分）

<必要書類>

学研災の保険金請求には、以下の手続きが必要となります。特に、病院にかかった際の領収書は必ずもらっておいてください。

以下は、「学研災加入者のしおり」P.15の内容です。ご自身でもご確認ください。

・事故通知（事故通知はがき、または、FAX あるいはパソコン等を使用した事故通知システム）
・保険金請求書（大学証明済みのもの。その他事故証明書等を含む。）
・領収書
・医師の診断書（英文） ※保険金の請求金額が10万円以下（他の傷害保険と合算して10万円以内の場合）で後遺障害がない場合は、請求者本人が治癒状況報告書に記入し診察券、領収書等を貼って提出すれば医師の診断書は不要です。（通院数が明記されているものがあれば、添付する。）

（２）教職員（業務中）の補償

労働者災害補償保険、国大協保険【教職員（業務中）の補償】

<p>教職員が業務として海外出張し、業務に起因する事故や会場や施設間の移動中に遭った事故等については、国内と同様に労災として請求できます。</p> <p><担当窓口：部局の労災担当係></p>	
	労働者災害補償保険による補償
死亡	遺族補償給付、葬祭料
後遺障害	障害補償給付、介護補償給付、傷病補償年金
傷害治療費用	療養補償給付
疾病治療費用	
救援者費用	—
入院一時金	—
賠償責任	<p>国大協保険（損害賠償金、緊急措置費用、損害防止・権利保全行使費用、争訟費用、協力費用）</p> <p>※滞在期間1年以内の国外での業務遂行によって生じた偶然な事故。</p> <p>※大学及び教職員個人の業務に起因する賠償責任について補償。</p>
携行品損害	—
航空機寄託手荷物遅延等費用	—
航空機遅延等費用	—
施設間移動中	療養補償給付

保険請求に必要な書類（現地手配分）

<必要書類>

<p>海外出張中に業務に起因する負傷などをし、病院にかかった場合、立て替えた療養費用を帰国後に請求を行うこととなります（労災保険）。</p> <p>以下の書類を「療養の補償給付たる療養の費用請求書」に添付して請求を行います。</p>
--

・領収（診療）明細書
・以下の項目についての医師の証明
①傷病の部位及び傷病名
②傷病の経過の概要
③療養の期間及び診療実日数
④療養の内訳及び金額

（３）教職員（業務外）の補償（文部科学省共済組合）

文部科学省共済組合の療養費請求

教職員が業務とは関わらない原因で海外で病気やけがのため病院にかかった療養費については、文部科学省共済組合へ帰国後手続きをすれば療養費が支払われます。ただし、療養費の算定は国内の基準により計算されることより、医療事情の違いから実際には支払った額より少なく支給されることがほとんどです。

また請求時に必要な書類のうち、現地でしか手配できないものもありますので、滞在中に揃えることが必要です。

参考：文部科学省共済組合 HP <http://www.monkakyosai.or.jp/short/02.html>

<担当窓口：部局の共済担当係>

保険請求に必要な書類（現地手配分）

<必要書類>

業務外の通常の病気やけがで、海外の病院にかかった場合、文部科学省共済組合へ療養費用の請求ができます。

現地で作成してもらっておくべき書類や事項は以下の通りです。これを、療養費請求書に添付して請求を行います。

参考：文部科学省共済組合 HP <http://www.monkakyosai.or.jp/short/02.html>

- ・診療内容明細書（原本）
- ・領収書（原本）

海外滞在中 緊急連絡先 (OSSMA 会員専用ヘルプラインサービス)

 **+81-3-3811-8286** 24時間/365日 日本語・英語対応

※ OSSMA 非会員の者は、大学の所属部局(指導教員など)に一報すること。

非会員とは OSSMA 会員カード(写真右)を所持しない者をいう。
会員登録方法に関する質問は、P.14の問い合わせ先まで。



◆ OSSMA (Overseas Students Safety Management Assistance) とは

本学が提携している、日本エマージェンシーアシスタンス(株)の留学生危機管理サービスです。留学生の派遣にあたり海外旅行保険だけでは、万が一の時、対応するサポートが限定的となります。

本サービスでは、ケンカに巻き込まれての怪我、持病再発、ドラッグを入れられての病気、メンタル不調など、海外旅行保険が対応しないケースを含めて、学生のために対応します。

※ご注意…留学生危機管理サービス『OSSMA』は事前会費制の、留学生危機管理支援サービスであり保険ではありません。入院、治療、検査、カウンセリングなどの費用等は会員の負担となります。そのため、**本サービス加入と合わせ、必ず海外旅行保険への加入が必要です。**

◆ サービスの利用資格と内容

留学生危機管理サービス OSSMA は、契約した会員本人とその家族を対象としてサービスが提供されます。契約後、名前と会員番号が記載されている会員カードと、サービスの利用方法、各国からのヘルプラインフリーダイヤルが記載されているサービスガイド(写真右下)が配布されます。

渡航後は『東京大学の〇〇です。学籍番号は〇〇です』と大学名と名前、学籍番号を伝えるだけで、海外における医療アシスタンスや日常相談のサービスが開始されます。サービスには、定期・臨時の安否確認も含まれます。

渡航前は、現地危険情報の提供や海外旅行保険のアドバイスを受けることができます。



◆ OSSMA 会員専用ヘルプラインサービスの提供期間

契約期間内の海外滞在中となります。

日本への一時帰国中は、本サービスは適用されません。



留学生危機管理サービス OSSMA に関するお問い合わせ先

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社 (EAJ) OSSMA 事務局

電話 : 03-3811-8310 営業時間 : 月~金(祝日除く) 9:00~18:00(日本時間)

FAX : 03-3811-8183

Email : students@emergency.co.jp

住所 : 〒112-0002

東京都 文京区 小石川 1-21-14

東京大学 海外渡航危機管理ガイドブック

2015年 3月初版

発行 東京大学 国際部 国際企画課
教育・学生支援部 学生支援課
総合企画部 総務課



東京大学

THE UNIVERSITY OF TOKYO